

- 十、 登 生 恩 因
- 十一、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十二、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十三、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十四、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十五、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十六、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十七、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十八、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 十九、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日
- 二十、 同 續 業 半 日 日 同 半 三 日 日

同人謝賜會福岡出張所

財團協國會福岡出張所

一名) 賃金の支拂も一回分を延期せる爲三月六日午前八時従業員は賃金即時支拂を要求し一齊に罷業をなしたるに因る。

十一、 要 求 事 項

未拂賃金(採炭夫五日分)日給者(半月分)參百圓餘の即時支拂

十二、 經 過 並 解 決

事業主は従業員の強硬なる要求に遭ひ極力金策に奔走したる結果漸く融通の見込立ちたる爲翌三月七日午前八時従業員と會見し經營の困難なる事情を説明して瞭解を求め同日午後三時迄に可及的全額を支給する事にて解決したのである。